

特集《著作権》

マレーシアにおける工業製品に対する
著作権保護マレーシア弁護士 Linda Wang[※]

要 約

マレーシアの著作権法は、「応用美術の著作物」の語を使用せず、また認識もしない。著作権が認められるためには、応用美術作品は、準拠法である1987年著作権法にいう美術の著作物でなければならない。同法の改正によって、何が美術の著作物として保護されるかは、その著作物が1999年8月31日までに創作されたか、それ以降に創作されたかによって異なる。1999年8月31日までに美術の著作物として保護されていた応用美術作品は、同法の改正がなかったものとして、1999年9月1日以降も継続して保護を受けることができる。

応用美術作品が1999年改正法以前に著作権のある美術の著作物として既に保護されていた場合には、権利者は重複保護を受けることができる。その作品を工業意匠として登録し保護を受けることができるとともに、完全な著作権を得ることができる。

1999年9月1日以降に創作された作品については、著作権による保護と登録工業意匠による保護は、相互に排他的である。その権利者が美術作品を意匠として登録しないことを選択した場合には、著作権保護の全期間は25年に制限される。これは意匠登録制度のもとで得られる保護期間と同じである。著作権にするか登録意匠にするかの選択は、その作品が市場においてどのように使用され、利用されるかを勘案して、どちらの形態の保護が侵害者に対してより有効であるかを検討したうえで決定する必要がある。

ベルヌ条約加盟国の外国著作物は、本源地での著作権の保護が得られない場合であっても、マレーシア法に基づく保護を受けることができる。

目次

1. 応用美術作品に対する著作権保護
 - (1) 保護の歴史
 - (2) 1999年8月31日までに著作権が発生した著作物の保護の継続
 - (3) 同一の工業製品に対して意匠法で保護するか、著作権法で保護するか
 - (4) 「著作物」「美術作品（純粋美術）」「応用美術作品」の定義並びに保護の要件
 - (5) 応用美術作品の著作権による保護に関する主な重要判決
 - (6) 工業製品の形態又は外観は応用美術作品として著作権により保護されるか
 - (7) 応用美術作品に対する著作権の保護の範囲
 - (8) 他者の先行作品または意匠に依拠せず独立して創作された場合の抗弁の有効性
 - (9) 応用美術作品に対する著作権の存続期間
2. 立体的な製品からの平面的な図面の著作権保護
3. 外国人著作者および／または外国人著作権者の著作物に対する著作権保護

1. 応用美術作品に対する著作権保護

1987年著作権法に関して1999年9月1日に発効した改正法以来、工業意匠として登録された意匠について、著作権は存在しない。

(1) 保護の歴史

1999年改正法以前には、権利者は重複保護を受けることが可能だった。応用美術作品が保護の基準を満たしていれば、工業意匠として登録でき、美術の著作物としての著作権の保護とともに、工業意匠の保護を受けることができた。当時、「美術の著作物」とは、特に「絵画、図面、銅版画、石版画、木版画、彫刻および印刷ならびにこれらの立体的な作品」を含むものとして定義されていた。

当時の著作権法の規定に基づき－これは現在でもそうだが－著作物はその質およびそれが創作された目的

※ Zaid Ibrahim & Co パートナー

にかかわらず保護された。美術的な質は、著作権が発生するための前提条件ではなかった。*Peko Wallsend Operations Ltd & Ors v Linatex Process Rubber Bhd [1993] 1 MLJ 225* 事件において、原告は、技術的および工学的な図面について原告が有する著作権を侵害して、被告がスラリーポンプおよびスラリーポンプを製造するための鋳型を製造したと主張した。被告は、図面が美術的な質を欠いており、美術の著作物として著作権による保護を受けることはできないと反論した。

高等裁判所は、被告の主張に同意しなかった。裁判所は、著作権法の定義が著作権の対象となり得る図面のタイプを制限していないので、美術の著作物には工学的な図面も含まれると判示した。また、著作権法の定める「美術の著作物」には絵画、図面、銅版画および印画の立体的な作品も含まれるので、図面から再現された立体物も、それが独創的なものであれば、美術の著作物としてそれ自体の権利において保護されるとした。独創性を認めるにあたり、裁判所は、平面の著作物を立体物に変換するための過程において十分な努力がなされているという条件が満たされる必要があるとした。

Peko Wallsend 判決の重要性は、工業に応用される意匠および応用美術作品を含めて、工業意匠が著作権保護の対象であることを確認した点にある。その結果、権利者は、その作品について、著作権に基づく保護を求めるのか、または登録意匠としての保護を求めるのか、又はその両方による保護を求めるのか、選択権を持つことになった。もしその作品が、純粋に機能的なものであるか、または新規性がないという理由で意匠保護の適格性がないとされる場合であっても、権利者は、著作権の保護に依拠することができ、その保護期間は、意匠登録に対して認められる期間よりもかなり長いのである。

この状況は、1999年9月1日に発効した著作権法の改正によって変更された。以下のような変更がなされた。(i)登録意匠は著作権から除外される。(ii)登録可能だが登録されなかった意匠の著作権は、その意匠を付した物品またはその意匠を適用した物品が権利者またはその実施権者によって50回以上工業的に複製されると消滅する。

上記(ii)の制限については、もはや新規ではなくなった意匠、従って「登録不能なもの」も対象になるのかどうか、あるいはそのような意匠はこの制限を免

れ、著作権保護の全期間について権利が認められるのかどうかという問題が提起された。この点に関するマレーシア法廷の判決はない。しかし、この問題は *Interlego AG v Tyco Industries Inc. & Ors [1989] AC 217, [1988] 3 AER 949* 事件において枢密院で検討された。枢密院は、この文脈において、意匠が「登録可能なもの」であるかどうかの決定において、意匠の新規性その他は考慮されないとした。意匠が関連する意匠法という工業意匠であるのならば、それは「登録可能なもの」であり、著作権は制限される。

さらに、美術作品でもある意匠に関して、改正法は2つの新たな条項－第13条Aと第13条B－を導入した。第13条Aは、意匠書類およびひな形を取り扱うもので、美術作品または活字書体以外のものための意匠を記録しまたは化体する意匠書類またはひな形にかかる物品を製作または複製する行為は侵害行為ではないとする。「意匠書類」とは、図面、記述書面、写真、コンピュータに保存されたデータ他の形態であるか否かを問わず、意匠を記録したものを意味する。「意匠」とは、物品の全体または部分の形状または輪郭(物品の内部であるか外部であるかを問わず)のいずれかの側面の意匠であって、表面装飾ではないものを意味する。

第13条Aによって、意匠にかかる物品を製作または製造する目的でその意匠を立体的に複製する行為、あるいは、これを公衆に公表するか、映画、放送もしくはケーブル番組サービスに含める行為は、美術作品または活字書体以外のものについて行われるのであれば、著作権を侵害しない。

第13条Bは、権利者自身またはその実施権者が美術作品から派生した意匠を利用する効果を取り扱っている。美術の著作物の複製物であって、権利者もしくはその実施権者によって工業的に製作された物品がマレーシア他で販売された暦年の末日から25年が経過すると、第三者がいずれかの種類の物品を製作することによって著作物を複製したとしても、またはいずれかの種類の物品を製作することを目的として、もしくは、そのようにして製作された物品に関連して何らかの行為を行ったとしても、もはや著作権を侵害することはない。このように、第13条Bの範疇に入る状況においては、権利者は25年の期間についてのみ著作権の完全な保護を受けることができる。それ以降は、権利者は、上述したような制限を受ける。

2012年3月1日に発効した著作権法の直近の改正法は、現在の方針を明確にしている。登録可能であったが登録されなかった意匠について、当該意匠にかかる物品が、権利者自身またはその実施権者により工業的に50回以上複製されると、著作権は消滅するとのそれまでの規定は、全文削除された。上記に述べたその他の規定は、ほとんどがそのまま残っている。よって、現在の方針を要約すると、以下ようになる。

- (a) 工業意匠として登録された意匠については、著作権は認められない。
- (b) 第13条Aおよび第13条Bの規定は、引き続き適用される。

(2) 1999年8月31日までに著作権が発生した著作物の保護の継続

1999年9月1日に発効した改正法は、一定のカテゴリの美術作品について、著作権を否定し、制限した。このことは、1999年8月31日以前に著作権法に基づいて著作権による保護を受けていた著作物が、改正後に著作権を剥奪されたり、その著作権が制限されたりすることを意味しない。

改正法(1996年著作権(改正)法第12条)は、改正が発効する日に先立つ日において著作権が発生している著作物は、改正により何ら影響を受けることがない旨の明確な除外規定を設けている。そのような著作物に関しては、著作権法の規定は、同法が改正されなかったものとして、引き続きそのような著作物に適用される。

従って、1999年8月31日まで著作権法に基づいて著作権による保護を受けていた美術作品または応用美術作品は、同法が改正されなかったものとして、引き続き完全な著作権の保護を受けることができる。そのような著作物は、それが登録意匠、または登録可能であるものの登録されなかった意匠であって、かつ50回以上複製されたものであったとしても、完全な著作権を主張することができる。しかしながら、1999年9月1日以降に創作された作品またはそれ以降に存在するに至った作品は、改正法によるすべての著作権の排除および制限を受ける。

(3) 同一の工業製品に対して意匠法で保護するか、著作権法で保護するか

著作権による保護と登録工業意匠による保護は、現

在のマレーシアにおいては、相互に排他的である。

権利者が作品について著作権による保護を選択し、意匠として登録しなかった場合、応用美術作品の複製物である物品が権利者自身または実施権者によって最初に市場で販売された暦年の末日から25年が経過すると、第三者がいずれかの種類の物品を製作することによって当該物品を複製したか、当該物品を製作することを目的として、もしくは、そのようにして制作された物品に関連して何らかの行為を行ったとしても、著作権による独占権は存在せず、したがって侵害することもない。

登録意匠の全保護期間も同じく25年間なので、登録意匠による保護ではなく著作権による保護を選ぶメリットはなく、またその逆も同様である。このことが、採択された改正法の意図するところであった。両者の違いは、それぞれのタイプの保護に基づいて権利者に排他的に認められるのはどのような行為かということ、権利者がその権利を行使する必要がある場合に、侵害を立証するために何を証明する必要があるかという点にある。

例えば、権利者から実施権を得ずに、著作物が有形物として複製され、権利者が行う前に公衆に送信又は頒布されたり、公衆に商業的に貸与されたりする場合には、著作権は侵害されたものとされる。一方、登録意匠が侵害されたとされるのは、権利者から実施権を得ずに、登録意匠またはその不正なもしくは明らかな模倣が、意匠が登録されている物品について適用される場合、またはそのような物品が、取引もしくは事業を目的として販売もしくは使用されるためにマレーシアに輸入される場合、またはそのような物品が販売もしくは賃貸のために販売、提供もしくは保管される場合である。

従って、著作権と登録意匠のいずれにするかの選択は、作品がどのように使用され、どのように商業的に利用されるかを勘案して、どちらの形態の保護が侵害者に対してより効果的かつ容易に行使できるかどうかを検討したうえで決定する必要がある。

(4) 「著作物」「美術作品(純粋美術)」「応用美術作品」の定義並びに保護の要件

著作権法において、著作権の対象となり得るためには、以下のうちのいずれかに該当する作品でなければならない。

- (a) 文学の著作物
- (b) 音楽の著作物
- (c) 美術の著作物
- (d) 映画
- (e) 録音物, または
- (f) 放送

美術の著作物に関しては, 作品の性格に独創性をもたらすために十分な努力が払われ, 著作権の保護が得られるよう, 記録されていることまたは何らかの形で有形物に化体されていることが, 追加的に証明されなければならない。

著作権法は, 「応用美術の著作物」の語を使用せず, また認識もしない。著作権が認められるためには, 応用美術作品は, 著作権法にいう美術の著作物でなければならない。1999年8月31日までは, 「美術の著作物」は, 以下を含むものとして定義されていた。

- (a) 絵画, 図面, 銅版画, 石版画, 木版画, 彫刻および印画, ならびにこれらの立体的な作品
- (b) 地図, 設計図, グラフ, 図表, イラスト, スケッチおよび地理, 地形, 建築または科学に関連する立体的な作品
- (c) 彫刻作品
- (d) 建築物または建築物の模型の形態による建築作品
- (e) 映画に含まれない写真, および
- (f) 絵の描かれた織布, タペストリー, 応用手工芸品および工芸技術品を含む美術工芸品

1999年9月の改正法は, 「美術の著作物」を以下のように再定義している。

- (a) 図形作品, 写真, 彫刻もしくはコラージュ-美術的な質を問わない
- (b) 建築物または建築物の模型である建築作品, または
- (c) 美術工芸品

「図形作品」とは, 以下をいう。

- (a) あらゆる絵画, 図面, 図表, 地図, グラフまたは設計図, および
- (b) あらゆる彫刻, 銅版画, 石版画, 木版画またはこれらに類似する作品

このように, 美術の著作物として保護されるものは, その作品が1999年8月31日までに創作されたの

か, または同年9月1日以降に創作されたのかによって異なる。1999年8月31日までに著作権のある美術の著作物として保護されていた応用美術作品は, 同年9月1日以降においても, 改正がなされなかったものとして, 引続き保護を受けることができる。

著作権は, 以下の場合に, 著作権の対象となるすべての作品に存在する。

- (a) 著作者, または共同著作の場合には, 著作者のうちのいずれか一人が, 作品が製作された時点に, マレーシア又はベルヌ条約加盟国(承認国)の国民もしくは永住権を持つ者である場合
- (b) 作品がマレーシアまたは承認国において最初に発行されるか, またはこれらの国以外において発行された後30日以内にこれらの国で発行された場合, または
- (c) 作品がマレーシアまたは承認国において製作された場合

(5) 応用美術作品の著作権による保護に関する主な重要判決

Peko Wallsend Operations Ltd & Ors v Linatex Process Ruber Bhd [1993] 1 MLJ 225

本件では, 著作権が平面的な図面にあるだけでなく, 図面から製造された完成品(立体製品)をも対象にすべく拡大され得ると判示している。(注: この判決は, 1999年9月1日改正法以前に定義された「美術の著作物」に関するものである。)

Peko Wallsend Operations Ltd & Ors v Linatex Process Ruber Bhd [1993] 1 MLJ 225; および Honda Giken Kogyo Kabushiki Kaisha v Allied Pacific Motor (M) Sdn Bhd & Anor [2005] MLJ 30

1990年著作権規則(他国への適用)によって, 著作権法の規定はベルヌ条約に加盟している国に拡大して適用されるようになり, 加盟国の外国著作物であって, 本源国において著作権の保護を与えられていないものであっても, 著作権法に基づく著作権の保護を享受できることになった。

Elster Metering Ltd & Anor v Damini Corp Sdn Bhd & Anor [2011] 8 MLJ 253

原告の水道メーターは, 1999年9月1日改正法が発

効する以前の1992年に創作された。よって、原告のメーターの著作権は、当該メーターが意匠として登録できる客体であるにも拘らず、いかなる点においても、改正法によって制限されることがない。

しかしながら、原告の著作権侵害の訴えは、被告がそのメーターを独自に開発し、80年以上の期間継続して製造者であったことを示すことができたので、認められなかった。被告の作品は、被告自身の開発努力の結果であり、原告のメーターの複製は全く行われなかった。

Radion Trading Sdn Bhd v Sin Besteem Equipment Sdn Bhd & Ors [2010] 9 MLJ 648

侵害を証明するためには、被告の作品と原告の作品との因果関係が示されなければならない。

(6) 工業製品の形態又は外観は応用美術作品として著作権により保護されるか

著作権を認められるためには、応用美術作品は、著作権法にいう美術の著作物でなければならない。現行著作権法の規定によれば、上述のような工業製品の輪郭または外観は、美術工芸品とみなされない限り、またはそのようにみなすことができない限り、著作権を認められることはない。工業製品が既に1999年8月31日までに創作されていた場合には、当該製品の輪郭または外観は、絵画もしくは図面の立体的な作品、または応用手工芸品および工芸技術品である美術の著作物として保護の対象となり得る。

(7) 応用美術作品に対する著作権の保護の範囲

著作権法は「応用美術の著作物」の語を使用せず、かつ認識もしない。応用美術作品が著作権の対象となるためには、著作権法にいう美術の著作物でなければならない。

(8) 他者の先行作品または意匠に依拠せず独立して創作された場合の抗弁の有効性

侵害は複製されたかどうかによるのであり、原告は、被告が原告の著作物の全部または重要な一部を(何らかの有形物に)複製したことを証明しなければならない。原告の作品と被告の作品の間に因果関係があることが立証されなければならない。被告が原告の著作物とは全く独立して自身の作品を創作したのであ

れば、二つの作品の間には因果関係がなく、侵害は生じない。

被告の作品が原告の登録工業意匠と同一の意匠または明らかな模倣である意匠を適用しまたは化体したものであるならば、被告の作品が独立して開発されたものであっても、侵害を認められる可能性が高い。しかしながら、被告が原告の意匠が登録される前にその作品を開発したことを証明できるのであれば、その主張は有効な抗弁となり得る。

(9) 応用美術作品に対する著作権の存続期間

応用美術作品は、著作権法の定義における美術の著作物である場合にのみ、著作権の保護を受けることができる。美術の著作物に対する著作権は、著作者の生存期間中およびその死後50年間存続する。著作者の死後公表された美術作品に対する著作権は、その作品が最初に公表された年の翌暦年の初日から起算して50年間存続する。

2. 立体的な製品からの平面的な図面の著作権保護

工業製品の設計図面は、貴国において著作権法により保護されるか。保護される場合、平面的な設計図面の著作権者は、許可なく生産された立体的な製品に対して侵害を主張できるのか。この問題に関する判例はあるか。

工業製品の設計図面は、美術の著作物として著作権の保護の対象となり得る(上述の *Peko Wallsend* 事件を参照)。権利者は、被告が実施権を得ずに平面的な図面を立体的に複製するか、立体的な複製物を作製した場合には、平面的な設計図面の著作権侵害により訴えることができる。美術の著作物に関する現行著作権法の規定において、「複製」とは、平面的な作品の立体的な複製物を作製することを含むものとして定義されている。

漫画やアニメのキャラクターは、貴国において著作権法によって保護されるか。保護される場合、漫画やアニメのキャラクターの著作権者は、許可なく製造された人形やぬいぐるみに対して侵害を主張できるのか。この問題に関する判例はあるか。

漫画やアニメにおける平面的なキャラクターは、美術の著作物として著作権の対象となり得る。権利者

は、被告が実施権なくキャラクターを人形またはぬいぐるみの形で複製するならば、平面的なキャラクターに対する著作権の侵害で訴えることができる。

3. 外国人著作者および／または外国人著作権者の著作物に対する著作権保護

貴国においては、ベルヌ条約第2条(7)または同条約に関連するあらゆる規則に基づき、外国の応用美術作品に対する著作権保護が、その作品が本源国において著作権によって保護されないが故に、貴国において拒否されたこと、または拒否される可能性があるか。この問題に関する判例はあるか。

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第5条(2)は、加盟国（本国を除く）において著作者が享受できる著作権は、著作物の本源国における保護の存在にかかわらずと定めている。従って、著作者に認められる保護の範囲は、保護が要求される国の法律によってのみ定められる。

第5条(2)に定めるのと同じ立場がマレーシアにおいて適用されることは、*Peko Wallsend Operations Ltd & Ors v Linatex Process Ruber Bhd* および *Honda Giken Kogyo Kabushiki Kaisha v Allied*

Pacific Motor (M) Sdn Bhd & Anor の判決によって確認されている。これらの判決においては、外国著作物であって、本国において著作権保護を受けることができないものであっても、著作権法に基づく保護を与えられることが肯定的に述べられている。

貴国の著作権法において、従業員によって創作された著作物の権利の帰属に関する規定はあるか。例えば、職務上創作された著作物、または会社の名において創作された著作物である。これらの権利を取得する要件は何か。特に、日本人の従業員が日本国内で創作した応用美術作品について、日本の会社が貴国で権利を取得する条件について知りたい。

著作権法（第26条）は、著作権が最初に著作者に帰属することを定めている。しかしながら、作品が著作者の雇用の過程で作製された場合には、著作権は、著作者の雇用主に譲渡されたものとみなされる。ただし、かかる譲渡を排除しまたは制限する合意が雇用主と従業員との間に存在しない場合に限る。

（英文原稿受領 2014. 1. 23）

（和訳監修者 大野浩之）

（和訳原稿受領 2014. 4. 14）